

1-8 健康保険

- ✓ 仕事と関係のない病気やけがをしたときに頼れる制度はありますか？
- ✓ 健康保険は、どの事業所も加入しているものですか？

- ◎ 業務と関係のない病気等には、健康保険から療養の給付や傷病手当金の支給が行われます。
- ◎ 全ての法人事業所と労働者が5人以上の適用事業の個人事業所は、強制加入です。
一部の個人事業所は、任意加入です。

健康保険とは

- 事業所を通じて加入する医療保険です。

(それ以外の方は「国民健康保険」、75歳以上は「後期高齢者医療制度」に加入義務があります)

- 業務とは関係のない病気やけがをしたとき、出産時などに、必要な給付を行います。
- 生計維持関係のある家族も、被扶養者として給付が受けられます。

強制適用事業所

- 法人事業所は、例外なく社会保険(健康保険及び厚生年金保険(24ページ参照))に加入します。
- 個人事業所は、非強制適用事業所を除き、社会保険に加入します。

非強制適用事業所

- 個人事業所で、①農業や水産業などの第一次産業、②旅館や飲食店、理美容などのサービス業、③神社や寺院などの宗教業、は強制加入ではありません。
- それ以外の業種の個人事業所でも、労働者が5人未満のときは、強制加入ではありません。
- 強制加入でない事業所も、厚生労働大臣の認可を受けて、任意適用事業所として社会保険に加入できます。

被保険者

- 適用事業所に「常時」使用される労働者が、社会保険の被保険者となります。
- 1週の所定労働時間及び1月の所定労働日数が、正社員の4分の3以上であれば、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員、見習い、試用期間中にかかわらず、被保険者となります。同一事業主の適用事業所の被保険数が常時51人以上の場合、所定労働時間が通常の労働者の4分の3未満であっても被保険者となる場合があります(27ページ参照)。ただし、派遣社員は、派遣元の事業所の被保険者となります。

保険料

- 保険料は、事業主と労働者(被保険者)が半分ずつ負担します。
- 保険料の納付は事業主が行い、労働者(被保険者)が負担する保険料は、翌月に支払われる給料から差し引かれます。
- 保険料は、労働者(被保険者)の標準報酬月額(※1)と標準賞与額(※2)に保険料率(※3)を掛けて算出します。

(※1)毎月の給料などの報酬の月額を区切りのよい幅で区分したもの。

(※2)3か月を超える期間に支払われる賞与、期末手当など。一定の上限額あり。

(※3)全国健康保険協会、健康保険組合といった保険者により異なる。

主な給付

- 療養の給付：保険医療機関や保険薬局で「被保険者証」を提示すると、原則、通院・入院とも医療費の7割が療養の給付として支給され、残りの3割が自己負担となります。
- 高額療養費：労働者(被保険者)・被扶養者が同一月に支払った医療費の自己負担額が、1つの病院・診療所の通院・入院ごとに計算して一定額を超えたときは、本人の申請により高額療養費として超えた金額が後から払い戻されます。
- 傷病手当金(国民健康保険を除く)：労働者(被保険者)が病気やけがのために仕事に就けない日が連続して4日以上続き、その間給料が支給されないときに、4日目から通算して最長1年6か月の範囲内で、休んだ日1日につき、原則として支給開始日以前1年間の各月の標準報酬月額(18ページ参照)の平均を30で割った額の3分の2が傷病手当金として支給されます。
- 出産育児一時金・出産手当金：労働者(被保険者)あるいは被扶養者である家族が出産をしたとき、一児につき原則として50万円が出産育児一時金として支給されます。労働者(被保険者)が出産で仕事を休み、その間給料が支給されないときは、分娩日以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から実際の分娩日後56日までの期間、1日につき支給開始日以前1年間の各月の標準報酬月額の平均を30で割った額の3分の2が出産手当金として支給されます。
- 埋葬料・埋葬費：被保険者又は被扶養者が死亡したとき、埋葬を行った家族に5万円が支給されます。家族がいない場合は、埋葬を行った人に5万円の範囲内で実費が支給されます。

貸付制度

- 高額療養費や出産育児一時金が支給されるまでの間、支給見込み額の8割相当額を無利子で貸付けます。

任意継続制度

- 健康保険の被保険者期間が継続して2か月以上ある人は、退職日の翌日から20日以内に申請することで、引き続き、最長2年間被保険者(任意継続被保険者)となることができます。
- 任意継続では、在職中と同じ保険給付が受けられますが、継続給付を除き、傷病手当金、出産手当金は支給されません。

継続給付

- 資格を喪失する前に継続して1年以上被保険者であった人が、傷病手当金、出産手当金を受けている途中で、退職等で健康保険の被保険者資格を喪失した場合、残りの期間は引き続き給付が受けられます。

健康保険証

- 令和6年12月2日に現行の健康保険証の発行は終了し、マイナンバーカードと一体化されます。マイナ保険証移行後も、お持ちの紙の保険証は有効期限までご利用いただけます。

健康保険に関する関係機関・相談先

- ☞ 全国健康保険協会 神奈川支部(協会けんぽ)(43ページ)又は被保険者証(健康保険証)に記載の健康保険組合
- ☞ 「働く人の相談室」(42ページ)